

〔史料紹介〕

『龍登山本宗寺記録』

安 藤 弥

〔史料解題〕

ここに紹介するのは、『龍登山本宗寺記録』と題する記録史料で、日本の戦国時代、三河国（愛知県東部）における本願寺教団の統括的寺院である本宗寺に関する内容を有する明治・大正時代の書写本である。法量は縦二四・五cm×横一七・二cm、堅帳・袋綴装（表紙・後表紙すべて含み十三丁）の一冊で、土呂淨専寺（愛知県岡崎市）に所蔵されている。筆跡から淨専寺の明治～昭和前期の住職であった安藤伝祥の手によるものと推定される。書写された内容は、〔A〕土呂本宗寺御堂御着帳、〔B〕蓮如上人御事、〔C〕足立氏の伝え、〔D〕その他、であるが、それらを所蔵していた平地本宗寺（愛知県岡崎市）は昭和四十三（一九六八）年に火災に遭ってしまっていて、いくつかの原本は現在、失われてしまつたとされている。よって、この『龍登山本宗寺記録』は貴重な史料となる。単純な写し間違いも含め、書写の

正確性には疑問のある箇所がないわけでもないが、全文翻刻紹介することには大きな研究意義がある。

そもそも、本宗寺は、本願寺蓮如が三河に来訪した際、主要拠点の一つとした土呂に、蓮如が去った後、文明年間に成立していた寺院とされる。蓮如の後を継いだ実如の時代に本願寺の御坊寺院（別院・支坊）として整備され、実如息男の実円が永正年間に入寺することで、本願寺の一門一家寺院としての性格を強めた。三河国内において、鷺塚（愛知県碧南市）にも本宗寺の坊があり、二坊体制が取られていたとされ、また播磨国の本徳寺（兵庫県姫路市）も実円が兼帶住持した。享禄・天文年間には、土呂本宗寺の実円による三河本願寺教団の統括体制が確立させていたと考えられている。実円没後、その孫証専の時代に三河一向一揆が起り、永禄七（一五六四）年、本宗寺はその寺内町とともに徳川家康の軍勢による攻撃で焼失した。その後、天正十一（一五八三）年に三河国平地に再興を許された本宗寺はさらにいくつかの動きを経て現在地に移り、現在に至る。⁽¹⁾

『龍登山本宗寺記録』に書写されている内容のうち、「A」が戦国時代の本宗寺の実態をうかがうことのできる他にない貴重な内容である。「B」はすでに知られている内容⁽²⁾で、「C」「D」は本宗寺に現存している聞法院実円影像ならびに芳春院妙西尼影像⁽³⁾の情報である。すなわち、実円影像が足立忠喜なる人物の懇念があつて制作され（「C」）、安政二（一八五五）年に西本願寺廣如より本宗寺廣円に授与されたものであること（「D」裏書写）、妙西尼影像が実円影像に先んじて嘉永元（一八四八）年、同じく廣如による授与であることが知られる。

ここでは、戦国時代にさかのぼる内容を持つ「A」について、さらに寸考していきたい。この内容は焼失前のメモに基づき、これまで部分的に紹介されてきたことはあったが⁽⁴⁾、その全容は公表されていなかつた。厳密には、正保四

(一六四七)年に光顔寺（のちに本宗寺復称）六代了念が書写したものと安藤伝祥が再書写したものであるが、内容としては、戦国時代の土呂本宗寺において、三河各地の寺院・道場の僧侶・門徒が月番として宗教役を勤仕していたことを示すものである。閏十月があることと本宗寺の歴史を照らし合わせると、年次はおそらく天文五（一五三六）年ではないかと推定できる。この月番制については、本山である本願寺で三十日番衆といわれる制度があったことが指摘されているが⁽⁵⁾、同じような制度が地方の御坊寺院にもあったことが、この〔A〕により証明されたことになる。⁽⁶⁾また、記される地名と寺名・僧名がまた戦国期三河本願寺教団の歴史において重要な情報となる。ただし、それらの詳細な検討、分析は今後を期すこととし、ここでは史料紹介にとどめることにしたい。

〔史料翻刻〕

〔A〕 (二丁表～五丁裏)

土呂本宗寺御堂御着帳之写

御堂定御着次第不同

十一月

中ノ郷
淨妙寺

青ノ
慈光寺

オホヤ
昭賢

安藤 弥

四

十二月	正月	二月
ナカセ 大平 善教 ナカセ 正祐	ハツ 宗銘 ウニヤ 祐正	岡山 正祐 尊祐 祐賢 祐 祐明 祐順 了順 了誓
タハラ コマル 智光 オホヒラ コマタチ 祐順	サクライ 牛久保 善教 片ノ原 了正	虫喰 順信 ニシハサ 六ツクリ 了恩 赤西 了 了誓
タハラ 誓忍 タハラ 専了	ヒメ 安祥 正順	カケ 伝 了 了誓
カケ 了 了誓	ハスミ 教恵 味濱 惠順 名グリ 善順	カケ 了 了誓
カケ 了 了誓	イナハ 祐西 智光 祐明 祐順 了順 了誓	イハ ホリ 專西 富田 西 了 了誓
カケ 了 了誓	イナハ 祐西 智光 祐明 祐順 了順 了誓	イハ ホリ 專西 富田 西 了 了誓

五月

尊西
ヨシタ
正善
ナカサハ
カリヤ
教壽
ミヤクチ
超昭
エタケ
教覚

虫喰
マチ
教祐
オホ久保
ヨリスミ
順光
片ノ原
順西
米河内
正順
幸春
マチ
少貳
平坂
净誓
タナンカ
祐信
専心
祐信
味崎
西坊

四月

法道
キヤウシ
永珍
教專
ワシタ
祐專
虫喰
クハ
教本
ヨシダ
順光
虫喰
クハ
教本
タナンカ
祐信
祐信
味崎
西坊

三月

永銘
ミツキ
順智
ウカイケ
智教
ヲカ
教兼
ミト
教了
ヒシ
祐賢

安藤
弥

ナカサキ 教淨 ヲカサキ 善昭 アカソフ □珍

六月

正祐

ハクリ
順西

シキハマ
良忍

西原 勝
ウラハヤシ

七月

力ヌヤ
タカキク
慶泉祐念

ヲクトノ
宝順

ハカハヤシ 教忍	ホキウ 祐西	中畠 永順
和泉 永宗	大草 教頓	上野 祐心
春 超秀	ワカマツ 順西	ナカソノ 良忍

八月

教願	サト	順正	祐専	タイタ
道場	浅井	了順	了賢	大門
教忍	オホトモ	慶専	秀了	岡サキ

大門了賢

岡サキ
秀了

九月 專宗 了往 永歛 昭了 正恩 智順 願信

了惠 土佐 專正 敬教 教祐 教祐

淨良 祐欽 教祐 誓順

十月 了西 明了 順念 誓順 明忍 專正 知教

了往 土佐 專正 敬教 教祐 教祐

淨良 祐欽 教祐 誓順

正宗 祐賢 西願

了惠 土佐 專正 敬教 教祐 教祐

閑月

教順 正珎 慶教
順西 教順 誓順

以上

上件之趣、脩末寺並門徒中為拜見

什宝之所々令書寫者也、

正保四年六月廿日

光顏寺六代

了念

右者當寺六代了念上人記錄の写ニ御

座候、以上、

〔B〕（六丁表～七丁表）

蓮如上人御事、播磨本徳寺実玄様御早世ニ付、

実円御舍弟御連枝ニ付、本徳寺御兼帶ニテ

り、播州者御交代にて御両寺勝とみ一々、仍

御堂御番衆之儀も格別也、其後、三州一向乱

之時、しばらく御無住にて御孫良乗様御

幼年ニ付、無別儀、土呂御在住也、

土呂之地ハ、往古者都路と書候と里人申伝

ヘ候、入口十一ヶ所あるを以て、十一の口々と

して土呂と申せし由、是本宗寺の御門

のよし、土呂西方ニ本宗寺屋敷に高々

五十四面全候あるへし、又慈光寺つめ所の

屋敷屏もあり

永禄七年甲子春頃絶して、同天正十一年年月

癸未十二月被赦免まで馬頭野此辺すへて野原今平地まで

故馬頭野と唱えたりゑ引輪、御堂御再建也、

天正廿年天正十一年ヲ十一年目、馬頭野田中吉政の頼二

付、岡崎の上御成ヲ七
八丁福島新田ニは引移り候、

慶長三戌戊年天正廿年公命にて鷺塚村ゑ引

移りたまひ、善宗寺と御改め仰せ付られ候、

慶長四巳亥、門末の願にて当国矢作お

の内、西瓦西河原なる也替地被下御引越被遊、此

時又元の本宗寺に複名仰せ付られ候、

慶長五年庚子又々

台命を被り、本の馬頭野ニ旧地西、御かへり

被遊ひいよ／＼ 御宗門御繁榮及かたく
奉心得候、

〔C〕（七丁表～七丁裏）

足立氏の伝へ

先祖忠喜といふ人の時、寛永十一年、仏恩の
有かたく本宗寺御開基実円上人の御

影頂戴仕り本宗寺指上子孫に伝え

仏意の有かたき地をかりそめにてわする

へからす、朝夕の勤行は本山平地

御札おこたるべからず候、

右、本宗寺殿御記、後々光顔寺

奉上候、――御改めの次第、慎んで

写し置者也、

足立 藤原忠喜書

〔D〕（八丁表）十四丁裏

「聞法院糾実円」（八丁表）

「糾廣如」

嘉永元戊申年七月本日

參河國額田郡平地坊舍也

芳春院妙西像

」（十一丁表）

「本願寺糾廣如」

安政二乙卯年八月十日

參河國額田郡土呂御坊平地

本宗寺物

聞法院實円像

願主糾廣圓

寄進了全

妙全」（十一丁裏）

※なお、その他の丁には、実円像・妙西像の顔部分や抱牡丹紋の写し、また別の書付（おそらくは本宗寺と無関係）も少しあるが、ここでは省略した。

(了)

注

(1) 以上の本宗寺の歴史については、『新編岡崎市史2中世』（岡崎市、一九八九年）、織田顯信『真宗教団史の基礎的研究』（法藏館、二〇〇八年）、青木馨『本願寺教団展開の基礎的研究』（法藏館、二〇一八年）など多くの先行研究の成果を受け、筆者も何度も整理してまとめた。筆者のその最新の執筆成果としては『愛知県史』通史編2中世1（愛知県、二〇一八年）。

(2) 前掲注(1)書群。

(3) 岡崎市指定文化財。『特別展 三州に一揆おこりもうす—三河一向一揆450年—』（安城市歴史博物館、二〇一三年）掲載。
なお、妙西尼は妙春尼ともいう。『龍登山本宗寺記録』を所蔵する淨專寺にも別の妙春尼影像がある（同朋大学仏教文化研究所二〇一五年度前期展示パンフレット『三河土呂の蓮如忌』参照）。

(4) たとえば『豊田市史』一（豊田市、一九七六年）。

(5) 金龍静「卅日番衆一考」（名古屋大学日本史論集）上、吉川弘文館、一九七五年。

(6) 本宗寺にこの月番制度があったこと自体は、前掲注(1)の織田顯信氏、青木馨氏らによりすでに指摘されてはいた。それを明証する史料がこの〔A〕ということである。なお、本史料紹介の作成にあたっては、青木馨氏からのご教示を受けた。